令和８年（フ）第６４５０号
東京都杉並区今川３丁目１―22―610
債務者　野末真由子
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４７４号
神奈川県川崎市中原区下小田中６丁目29―５―210
債務者　伊藤　篤
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４７５号
東京都北区岸町２丁目７－７　サニーハウス山下Ⅱ―101
債務者　松下　一司
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４８２号
東京都足立区竹の塚２丁目８―27―602
債務者　大嶽　美秋
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４８３号
東京都新宿区西落合３丁目10―18―501
債務者　石坂　孝治
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６４８４号
東京都多摩市諏訪５丁目12―２　１―913
債務者　木村亜沙美こと　朴　亜沙美
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５１５号
東京都板橋区東新町１丁目22―８―306
債務者　高橋　正己
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５１６号
東京都文京区白山２丁目29―11―101
債務者　渡邉　博
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５１７号
東京都練馬区大泉町４丁目40番８号
債務者　福井　玲那
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５１８号
東京都新宿区上落合３丁目10―17―105
債務者　西田　有作
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５２１号
東京都世田谷区三軒茶屋２丁目47―９―402
債務者　佐藤　晃代
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５２７号
東京都足立区入谷４丁目７－４―101
債務者　南雲　翔太
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５２８号
東京都江戸川区平井７丁目３－２―1312
債務者　佐々木千枝子
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５２９号
東京都荒川区西尾久８丁目30―１―301
債務者　大竹ゆりか
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６５３３号
東京都足立区竹の塚１丁目28―４―302
債務者　山嵜　花音（旧姓松尾・中西・若杉）
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
5　免責審尋期日　令和８年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第１５９号
北海道旭川市８条通８丁目34番地の２　富ハイツ２号
債務者　山本ヒデ子
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月12日午後１時20分
旭川地方裁判所民事部